

1
2
3 **優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施**
4 **(スクリーニング評価に準じた評価)**
5

6 **1. 目的**

7 スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に
8 係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存在する。
9

- 10
11 ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
12 ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
13 ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質
14

15 その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人
16 健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の
17 優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

18 しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがない
19 とは認められないかどうかを評価することが必要である。

20 そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、
21 最新の有害性情報及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価
22 を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学物
23 質の指定根拠に追加することとする。

24 (参考) 優先評価化学物質の指定状況 (令和2年11月13日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	89物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	101物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	36物質
優先評価化学物質の合計	226物質

25
26
27 **2. 評価方法**

28 一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報(製造・輸入・出荷数量、用途)
29 から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有
30 害性クラスのマトリックス(以下「優先度マトリックス」という。)において、
31 有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が
32 「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認めら
33 れた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

1 **評価の実施対象**

2 平成 31 年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康影
3 響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先評価化学
4 物質への指定時期との関係で、平成 31 年度はまだ一般化学物質としての届出が
5 された物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できないため対
6 象外とする。

7 **暴露クラスの算出方法**

8 スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スク
9 リーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

10 **有害性クラスの算出方法**

11 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

12 **優先度マトリックス**

13 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

14 **専門家による選定方法**

15 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

16 **3. 優先度判定案及び専門家による詳細評価**

17 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質に相当すると
18 考えられる物質はなかった。

19 優先度判定案及び専門家による詳細評価については以下の通り。

20 評価対象物質の暴露クラス	: 資料 4-2
21 人健康影響に関する優先判定案	: 資料 4-3
22 生態影響に関する優先度判定案	: 資料 4-4
23 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し	: 資料 4-5
24 環境中濃度による詳細評価	: 資料 4-6